

意見案第 2 号

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

上記意見案について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 112 条及び富良野市議会会議規則（昭和 62 年議会規則第 1 号）第 13 条の規定により提出する。

令和 2 年 9 月 15 日

提出者 富良野市議会議員 宇 治 則 幸 ⑩

賛成者 同 後 藤 英知夫 ⑩

同 同 石 上 孝 雄 ⑩

同 同 松 下 寿美枝 ⑩

同 同 宮 田 均 ⑩

同 同 大 栗 民 江 ⑩

- 提出先 - 衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、農林水産大臣

種苗法改正案の慎重な審議を求める意見書

主要農作物種子法が 2018 年 4 月に廃止され、国民の主要食糧である米や麦などの種子の安定供給への不安感が払しょくされない中で、本年の通常国会に多くの懸念事項が内包する「種苗法の一部改正案」が提出された。

種苗法の改正は、北海道の農業生産にも大きく係る案件として捉えており、近年、問題となっているわが国の優良品種の海外流出を法的に規制することは極めて重要である。その一方で、品種開発者の育成者権利を高め、自家増殖を許諾制へと見直すことにより、農業者の権利（自家増殖）が弱められ新たな費用負担が生じるなどの課題や、外資系種子会社を通じた海外流出への不安も懸念される。こうした中で、種苗法改正案は通常国会において十分な審議時間が確保できず、継続審議となっている。

このため、種苗法の改正にあたっては、廃止になった主要農作物種子法での役割を再考し、優良種子の安定確保・安価供給の継続に向けた公的機関における農産物種子の研究・開発の維持と地方財政措置の位置づけを強化することが必要不可欠である。

また、試験場など公的機関が有する種苗の知見の提供などが、民間企業による独占的な種子開発を招き、利益優先による種子代の高騰などにも発展しかねない。

については、種苗法改正案の審議にあたって、国民の意見を幅広く聴取し、十分に時間を掛けて丁寧な議論を行い、農業者が将来にわたり安心して作付けできるよう、慎重な取り扱いを求める。

記

- 1．今回の改正案では、すべての登録品種の自家増殖が許諾制となるため、企業への主要種子の独占や許諾による事務作業の煩雑化、費用の増加などが見込まれることから、農業者が安心して作付けできる環境を整えること。
- 2．主要農作物種子法において機能していた、都道府県における地域の特色を生かした種子の研究・開発などを、今までどおり国などの公的機関が責任を持って進めるよう、従来行っている地方財政措置を改正法案に盛り込むこと。
- 3．外資系企業における地域ブランドなど優良な国産農産物の種子の海外流出を防止するための万全な対策、制度を構築すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。

令和 2 年 9 月 24 日

富良野市議会